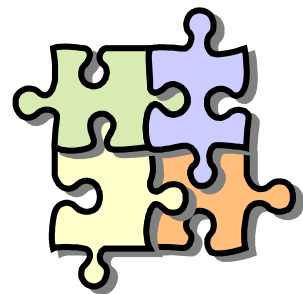


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第16回会議資料

日時：平成16年8月25日（水）午後1時30分から

場所：丹原町文化会館 小ホール



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会第16回会議次第

日時：平成16年8月25日（水）13：30～
場所：丹原町文化会館 小ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 承認事項

承認第 4 号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更の専決処分について

(2) 報告事項

報告第 4 9 号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員の変更について

報告第 5 0 号 合併事務経過報告について

報告第 5 1 号 指定金融機関等の指定について

報告第 5 2 号 組織及び機構について

報告第 5 3 号 公共施設名の取扱いについて

報告第 5 4 号 合併に係る周知啓発事業について

報告第 5 5 号 合併記念事業について

(3) 議決事項

議案第 1 5 号 平成15年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(法定)歳入歳出決算の認定について

(4) 承認事項

承認第 1 号 平成16年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画の変更の専決処分について

承認第 2 号 平成16年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）の専決処分について

承認第 3 号 西条市「市章図案」募集要項の専決処分について

(5) 議決事項

議案第 1 6 号 西条市「市章図案」選定委員会設置規程について

(6) 協議事項

協議第 5 3 号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更について

4 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の廃止について

5 その他

(1) 第17回会議の開催日時について

6 閉会

承認第4号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更
の専決処分について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更につ
いて、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議運営規程第11条の規定によ
り、別紙のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

平成16年8月25日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

専決第4号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更について

平成16年1月23日確認された協議第52号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更について」の変更を次のとおり行うため、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定めるものとする。

変更事項

	旧	新
1 会議の開催	協議会会議の開催日及び開催時間は、原則として次のとおりとする。 (1) 開催日 毎月第4金曜日 (平成15年4月及び平成16年2月は開催しない) ただし、平成14年10月は7日(第1月曜日)開催 平成15年1月は、31日(第5金曜日)、8月は、14日(第2木曜日)、11月は、14日(第2金曜日)、12月は、25日(第4木曜日)開催	協議会会議の開催日及び開催時間は、原則として次のとおりとする。 (1) 開催日 毎月第4金曜日 (平成15年4月及び平成16年2月は開催しない) ただし、平成14年10月は7日(第1月曜日)開催 平成15年1月は、31日(第5金曜日)、8月は、14日(第2木曜日)、11月は、14日(第2金曜日)、12月は、25日(第4木曜日)開催 <u>平成16年8月は、25日(第4水曜日)</u>

※会議開催日

第1回	平成14年10月 7日(月)
第2回	平成14年11月22日(金)
第3回	平成14年12月27日(金)
第4回	平成15年 1月31日(金)
第5回	平成15年 2月28日(金)
第6回	平成15年 3月28日(金)
第7回	平成15年 5月23日(金)
第8回	平成15年 6月27日(金)
第9回	平成15年 7月25日(金)
第10回	平成15年 8月14日(木)
第11回	平成15年 9月26日(金)
第12回	平成15年10月24日(金)
第13回	平成15年11月14日(金)
第14回	平成15年12月25日(木)
第15回	平成16年 1月23日(金)
第16回	<u>平成16年 8月25日(水)</u>
第17回	平成16年 9月24日(金)

平成16年8月17日

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

報告第49号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員の変更について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員について、変更があったので別紙のとおり報告する。

平成16年8月25日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

合併協議会委員変更表

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
規約第7条第1項 第2号委員 西条市議会議長	伊 藤 孝 司	本 藤 重 一	H16.5.10 西条市議会の議会構成 の為

報告第50号

合併事務経過報告について

合併事務の経過について、別紙のとおり報告する。

平成16年8月25日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤 宏 太 郎

合併事務経過報告について

年 月 日	事 項
平成16年 2月29日	合併協定調印式（合併協定書の調印）
平成16年 3月18日	西条市、東予市、丹原町及び小松町議会 合併関連議案（5議案）可決
平成16年 3月30日	廃置分合申請書愛媛県知事に提出
平成16年 4月28日	愛媛県知事による廃置分合に伴う市制施行に係る総務大臣との協議
平成16年 5月11日	廃置分合に伴う市制施行に係る協議について、総務大臣から愛媛県知事に異議なき旨回答
平成16年 6月 7日	愛媛県議会第287回定例会開会 市町の廃置分合についての議案上程
平成16年 6月18日	愛媛県議会第287回定例会閉会 市町の廃置分合についての議案可決 市町の廃置分合について愛媛県知事決定 総務大臣に届出
平成16年 7月 1日	市町の廃置分合について総務大臣告示
平成16年 8月25日	第16回合併協議会

※ 参考（今後の予定）

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ・平成16年 9月 | 各市町9月定例議会 |
| ・平成16年10月18日 | 第17回合併協議会 |
| ・平成16年10月31日 | 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
解散（予定） |
| ・平成16年11月 1日 | 新「西条市」設置 開庁式 |

決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、
平成16年11月1日から西条市、東予市、周桑郡小松町及び同郡丹原
町を廃し、その区域をもって^{さいじょうし}西条市を設置するものとする。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

上記決定書の謄本は原本と相違ないことを証明する。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行



告 示

○総務省告示第五百十七号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、西条市、東予市、周桑郡小松町及び同郡丹原町を廃し、その区域をもつて西条^{さいじょう}市を設置する旨、愛媛県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年十一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年七月一日

総務大臣臨時代理

国務大臣 中川 昭一

報告第 5 1 号

指定金融機関等の指定について

指定金融機関等の指定について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 8 月 2 5 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

※附属資料 P. 1 ～ 4 参照

○指定金融機関等

指 定 金 融 機 関	(株)伊予銀行
指定代理金融機関	(株)愛媛銀行 西条市農業協同組合 周桑農業協同組合
収納代理金融機関	(株)百十四銀行 (株)香川銀行 (株)広島銀行 愛媛信用金庫 東予信用金庫 四国労働金庫 日本郵政公社

○水道事業における出納取扱金融機関等

出納取扱金融機関	(株)愛媛銀行
収納取扱金融機関	(株)伊予銀行 (株)百十四銀行 (株)香川銀行 (株)広島銀行 愛媛信用金庫 東予信用金庫 四国労働金庫 西条市農業協同組合 周桑農業協同組合 日本郵政公社

○病院事業における出納取扱金融機関等

出納取扱金融機関	(株)愛媛銀行
収納取扱金融機関	(株)伊予銀行 (株)百十四銀行 (株)香川銀行 (株)広島銀行 愛媛信用金庫 東予信用金庫 四国労働金庫 西条市農業協同組合 周桑農業協同組合 日本郵政公社

報告第 5 2 号

組織及び機構について

組織及び機構について、別添のとおり報告する。

平成 1 6 年 8 月 2 5 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

※付属資料 P. 5 ～ 8 参照

報告第 5 3 号

公共施設名の取扱いについて

公共施設名の取扱いについて、別添のとおり報告する。

平成 1 6 年 8 月 2 5 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

※附属資料 P. 9 ～ 1 9 参照

報告第54号

合併に係る周知啓発事業について

合併に係る周知啓発事業について、別紙のとおり報告する。

平成16年8月25日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤 宏 太 郎

周知啓発事業について

1 周知啓発事業の目的

平成16年11月1日に、西条市、東予市、丹原町及び小松町が合併することに伴う住民生活への影響を極力軽減するため、「住民くらしのガイド」、「住所表示の変更手続ガイド」を作成し、住民周知を図ります。また、11月1日の合併を広く住民周知するため、合併啓発ポスター、エコーはがき、啓発看板及び横断幕を作成します。

「住民くらしのガイド」には、新市における本庁及び各支所等の各担当課の業務内容、新市移行後の住民窓口等を掲載します。「住所表示の変更手続ガイド」には、合併により住所表示が変更となることに伴う手続が必要かどうか等を掲載し、円滑な新市への移行を図ります。

2 「住民くらしのガイド」

①掲載内容：別添「住民くらしのガイド」参照

②配布時期：平成16年10月上旬

③配布先：西条市、東予市、丹原町及び小松町の世帯及び10月以降新規世帯

3 「住所表示の変更手続ガイド」

①掲載内容：別添「住所表示の変更手続ガイド」参照

②配布時期：平成16年9月上旬

③配布先：西条市、東予市、丹原町及び小松町の世帯、法人及び9月以降新規世帯

4 合併啓発ポスター

①掲示枚数：1,250枚

②配布時期：平成16年9月上旬

③配布先：2市2町の公共施設、金融機関、近隣市町村、JR 駅等

5 エコーはがき

①作成枚数：10万枚

②販売時期：平成16年11月1日

③販売場所：2市2町内郵便局（予定）

6 看板・横断幕

①掲載内容

「平成16年11月1日 西条市、東予市、丹原町及び小松町が合併します。

人がつどい まちが輝く 快適環境実感都市 新『西条市』誕生!!」

②掲示時期

看板等：平成16年9月上旬

横断幕：平成16年10月上旬

③掲示場所及び箇所数

看板等：2市2町の本庁等9箇所

横断幕：2市2町内13箇所

報告第 5 5 号

合併記念事業について

合併記念事業について、別添のとおり報告する。

平成 1 6 年 8 月 2 5 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

※附属資料 P. 2 0 ～ 2 6 参照

議案第15号

平成15年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（法定）歳入歳出決算の認定について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会財務規程第8条第1項の規定により、平成15年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（法定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書を付けて協議会の認定に付する。

平成16年8月25日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

自：平成15年	4月	1日	
至：平成16年	3月	31日	
歳入決算額			35,864,639
歳出決算額			28,739,502
歳入歳出差引額			7,125,137
翌年度繰越額			7,125,137

平成15年度
西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（法定）
歳入歳出決算書

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（法定）

歳入歳出決算書

歳入 平成15年度 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（法定）会計

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 負担金		25,000,000	25,000,000	25,000,000	0	0	0
	1 負担金	25,000,000	25,000,000	25,000,000	0	0	0
2 県支出金		4,000,000	4,000,000	4,000,000	0	0	0
	1 県補助金	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0	0	0
3 繰越金		6,864,000	6,864,284	6,864,284	0	0	△284
	1 繰越金	6,864,000	6,864,284	6,864,284	0	0	△284
4 諸収入		1,000	355	355	0	0	645
	1 雑入	1,000	355	355	0	0	645
歳入合計		35,865,000	35,864,639	35,864,639	0	0	361

歳出 平成15年度 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（法定）会計

（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運営費		25,739,000	20,649,602	0	5,089,398	5,089,398
	1 会議費	4,604,000	2,229,449	0	2,374,551	2,374,551
	2 事務費	21,135,000	18,420,153	0	2,714,847	2,714,847
2 事業費		8,250,000	8,089,900	0	160,100	160,100
	1 調査研究費	8,250,000	8,089,900	0	160,100	160,100
3 予備費		1,876,000	0	0	1,876,000	1,876,000
	1 予備費	1,876,000	0	0	1,876,000	1,876,000
歳出合計		35,865,000	28,739,502	0	7,125,498	7,125,498

歳入歳出決算事項別明細書

歳入 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（法定）会計

（単位：円）

款 項	予 算 現 額				調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	備 考	
	当初予算額 補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源充 当 額	計	目						
				区 分						金 額
1 負担金	25,000,000 0	0	25,000,000			25,000,000	25,000,000	0	0	
1 負担金	25,000,000 0	0	25,000,000			25,000,000	25,000,000	0	0	
				1 負担金	25,000,000	25,000,000	25,000,000	0	0	市町負担金 25,000,000
2 県支出金	4,000,000 0	0	4,000,000			4,000,000	4,000,000	0	0	
1 県補助金	4,000,000 0	0	4,000,000			4,000,000	4,000,000	0	0	
				1 県補助金	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0	0	県 補 助 金 4,000,000
3 繰越金	5,000,000 1,864,000	0	6,864,000			6,864,284	6,864,284	0	0	
1 繰越金	5,000,000 1,864,000	0	6,864,000			6,864,284	6,864,284	0	0	
				1 繰越金	6,864,000	6,864,284	6,864,284	0	0	繰 越 金 6,864,284
4 諸収入	1,000 0	0	1,000			355	355	0	0	
1 雑入	1,000 0	0	1,000			355	355	0	0	
				1 雑入	1,000	355	355	0	0	預 金 利 子 355
歳入合計	34,001,000 1,864,000	0	35,865,000		35,865,000	35,864,639	35,864,639	0	0	

歳入歳出決算事項別明細書

歳出 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（法定）会計

(単位：円)

款 項	予 算 現 額					支 出 済 額	翌年度繰越額			不用額	備 考		
	当初予算額 補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰 越 額	予備費支出 及び 流用増減	計	目		継続費 通 次 繰 越	繰 越 明許費	事 故 繰 越				
					区 分								金 額
1運営費	25,101,000 638,000	0	0	25,739,000			20,649,602	0	0	0	5,089,398		
1 会議費	3,966,000 638,000	0	0	4,604,,000			2,229,449	0	0	0	2,374,551		
					1 報酬	1,671,000	921,600	0	0	0	749,400	委 員 報 酬 921,600	
					11 需用費	979,000	729,376	0	0	0	249,624	消 耗 品 費 415,281 印刷製本費 221,550 食 糧 費 92,545	
					12 役務費	1,693,000	445,798	0	0	0	1,247,202	筆耕翻訳料 423,150 クリーニング代金 22,648	
					14 使用料 及び賃借料	261,000	132,675	0	0	0	128,325	会場使用料 124,800 賃借料 7,875	
2事務費	21,135,000 0	0	0	21,135,000			18,420,153	0	0	0	2,714,847		
					1 報酬	15,000	14,400	0	0	0	600	監査委員報酬 14,400	
					8 報償費	20,000	12,050	0	0	0	7,950	視察研修謝礼 12,050	
					9 旅費	1,026,000	583,809	0	0	0	442,191	旅 費 583,809	
					11 需用費	10,930,000	10,475,271	0	0	0	454,729	同項 14 目へ流用減 184,000 同項 15 目へ流用減 111,000 消 耗 品 費 5,572,657 修 繕 料 0 燃 料 費 80,869 印刷製本費 4,821,745	

款 項		予 算 現 額					支 出 済 額	翌年度繰越額			不用額	備 考		
		当初予算額 補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰 越 額	予備費支出 及び 流用増減	計	目		継続費 通 次 繰 越	繰 越 明許費	事 故 繰 越				
						区 分								金 額
						12 役務費	1,500,000	774,648	0	0	0	725,352	通信運搬費	774,648
						13 委託料	126,000	0	0	0	0	126,000		
						14 使用料 及び賃借料	4,347,000	4,068,086	0	0	0	278,914	同項 11 目より流用増 コピー機リース料 パソコンリース料 公用車リース料 会場使用料 事務室使用料	184,000 234,360 2,118,564 961,380 192,332 561,450
						15 工事 請負費	111,000	110,250	0	0	0	750	同項 11 目より流用増 仮設工事費	111,000 110,250
						18 備品 購入費	310,000	153,825	0	0	0	156,175	事 務 備 品	153,825
						19 負担金 補助及び 交付金	2,750,000	2,227,814	0	0	0	522,186	臨時職員人件費負担金	2,227,814
						2 事業費		8,250,000 0	0	0	8,250,000			8,089,900
	1 調査研究費	8,250,000 0	0	0	8,250,000			8,089,900	0	0	0	160,100		
						8 報償費	300,000	300,000	0	0	0	0	懸 賞 費 用	300,000
						13 委託料	7,950,000	7,789,900	0	0	0	160,100	新市建設計画策定支援業務 例規立案・作成業務 事務事業一元化支援業務 新市名公募ポスター作成業務	4,840,500 735,000 946,000 1,268,400

款 項	予 算 現 額						支 出 済 額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当初予算額 補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰 越 額	予備費支出 及び 流用増減	計	目			継続費 通 次 繰 越	繰 越 明許費	事 故 繰 越		
					区 分	金 額						
3 予備費	650,000 1,226,000	0	0	1,876,000			0	0	0	0	1,876,000	
1 予備費	650,000 1,226,000	0	0	1,876,000			0	0	0	0	1,876,000	
						1,876,000	0	0	0	0	1,876,000	
歳出合計	34,001,000 1,864,000	0	0	35,865,000			28,739,502	0	0	0	7,125,498	

実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分		金 額
1 歳入総額		35,864
2 歳出総額		28,739
3 歳入歳出差引額		7,125
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実質収支額		7,125
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

財産に関する調書

1 物件

区 分	平成15年3月末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
ミーティングテーブル	1台	0台	1台
ミーティングチェアー	8脚	0脚	8脚
ファイリングキャビネット	13台	2台	15台
キャビネット	0台	1台	1台
更衣ロッカー	1台	0台	1台
ビジネスキッチン	1台	0台	1台
ビジネスウォール	11台	3台	14台
合併協議会の印	1個	0個	1個
合併協議会会長の印	1個	0個	1個
合併協議会事務局長の印	1個	0個	1個
電子ホッチキス	1台	0台	1台
ページセッター（専用台付）	1台	0台	1台
印刷機	1台	0台	1台
ファクシミリ	1台	0台	1台
テープレコーダー	1台	0台	1台
デジタルカメラ	1台	0台	1台
外部フラッシュ	1台	0台	1台

意見書

平成15年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（法定）歳入歳出決算書、関係諸帳簿及び証書類を審査したところ西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約、関係規程等に適合し、予算執行及び会計経理手続きも適正に行われかつ計数にも誤りなく適正なるものと認定する。

平成16年6月4日

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 監査委員

竹 形 静 雄



同

上

越 智 實 一



承認第1号

平成16年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画の変更の専決処分について

平成16年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画の変更について、別紙のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

平成16年8月25日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

※附属資料P. 27～29参照

平成 1 6 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画

平成 1 6 年 1 1 月 1 日の新市発足に向け、円滑に新市に移行できるよう次の事業を実施する。

○協議会、幹事会及び専門部会の開催

- ・協議会は、適宜開催予定
- ・幹事会は、2 0 回の開催予定
- ・専門部会は、各部会毎に随時開催予定

○事務事業一元化業務及び例規集整備業務の実施

- ・行政全般にわたる調整及び例規集の整備

○必要な情報の収集及び調査・研究

- ・先進事例の情報収集
- ・先進地等の研修

○協議会だよりの発行及びホームページ等による住民への情報の提供・周知等

- ・協議会だよりは毎月発行
- ・ホームページは、随時更新
- ・「住民くらしのガイド」及び「住居表示変更ガイド」の発行
- ・合併啓発ポスター等の作成
- ・エコーはがきの作成

○市章図案選定等

- ・市章図案の一般公募及び選定

○その他合併に関する必要事項

- ・国、県との調整のほか、合併のために必要な業務

平成 1 6 年 8 月 1 3 日

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会 長 伊 藤 宏 太 郎

承認第 2 号

平成 1 6 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出補正予算（第 1 号）の専決処分について

平成 1 6 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

平成 1 6 年 8 月 2 5 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

専決第2号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会平成16年度歳入歳出補正予算(第1号)

1 歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計	摘 要
1 負担金	1 負担金	16,600	0	16,600	
3 繰越金	1 繰越金	5,000	2,125	7,125	
4 諸収入	1 雑入	1	0	1	
歳入合計		21,601	2,125	23,726	

2 歳出

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計	摘 要
1 運営費		19,456	2,144	21,600	
	1 会議費	536	764	1,300	報酬 旅費 471 293
	2 事務費	18,920	1,380	20,300	報償費 470 需用費 510 委託料 400
2 事業費		1,688	0	1,688	
	1 調査研究費	1,688	0	1,688	
3 予備費		457	△19	438	
	1 予備費	457	△19	438	
歳出合計		21,601	2,125	23,726	

平成16年8月13日

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

承認第 3 号

西条市「市章図案」募集要項の専決処分について

西条市「市章図案」募集要項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

平成 1 6 年 8 月 2 5 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

※附属資料 P. 3 0 ～ 3 2 参照

専決第3号

西条市「市章図案」募集要項

(目的)

第1条 この要項は、西条市、東予市、丹原町及び小松町の2市2町が平成16年11月1日に合併して誕生する「西条市」の市章図案を募集して、新市の将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」に相応しい「市章」を制定することを目的とする。

(募集する市章図案)

第2条 募集する市章図案は、次のとおりとする。

- (1) 新市の将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」に相応しいデザインであること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション（ぼかし、濃淡）であらわしたものは不可とする。
- (4) 他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
- (5) 自作の未発表作品であること。

(募集の方法)

第3条 募集方法は公募とする。

(応募方法)

第4条 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1) 応募資格は問わない。また、同一人の応募は何点でも可能とする。
- (2) 応募期間は、平成16年8月20日から平成16年9月21日まで（当日消印有効）とする。
- (3) 応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4用紙を使用し（上下を明示する）、用紙1枚につき1作品とする。
- (4) 応募に当たっては、「デザインの趣旨」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「学校名（小・中・高校生のみ）」及び「電話番号」を用紙に記載すること。
- (5) 応募は、持参又は封書による郵送とし、ファックス、電子メールによる応募は不可とする。
- (6) 応募先は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「合併協議会」という。）事務局とする。

(選定方法)

第5条 応募された作品は、西条市「市章図案」選定委員会（以下「委員会」という。）において、採用候補作品5点以内を選定し、その中から合併協議会において採用作品1点を選定する。

2 前項の選定とは別に、学生（高校生以下）の作品の中から、委員会において学生の部入賞作品10点を選定する。

（賞金）

第6条 応募された作品の中から合併協議会及び委員会において次の賞を決定し、賞状、賞金又は図書券を贈呈する。

- | | | |
|---------------|------|-------------|
| （1）最優秀賞（採用作品） | 1点 | 300,000円 |
| （2）優秀賞 | 4点以内 | 30,000円 |
| （3）学生の部入賞 | 10点 | 図書券（5,000円） |

（受賞者の発表）

第7条 受賞者については、広報、ホームページ等で発表するとともに、別途通知する。

（著作権等）

第8条 採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

- （1）採用作品に関する一切の権利は、合併協議会及び西条市、東予市、丹原町及び小松町が合併して誕生する「西条市」に帰属する。
- （2）応募作品は返却しない。
- （3）応募作品の使用にあたっては、作品に若干の変更を加える場合又はモノクロで利用する場合がある。

（その他）

第9条 その他西条市の「市章図案」の選定に関し必要な事項については、委員会で定める。

平成16年8月13日

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

議案第16号

西条市「市章図案」選定委員会設置規程について

西条市「市章図案」選定委員会設置規程を別紙のとおり定める。

平成16年8月25日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤 宏 太 郎

西条市「市章図案」選定委員会設置規程（案）

（設置）

第1条 西条市「市章図案」募集要項（以下「要項」という。）第5条の規定に基づき、西条市「市章図案」選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、要項第2条に掲げる市章図案採用候補作品5点以内を選定し、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「合併協議会」という。）に報告する。

2 前項の選定とは別に、学生（高校生以下）の作品の中から、学生の部入賞作品10点を選定する。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織し、委員会の委員は合併協議会会長が指名し委嘱する。

- （1）各市町の合併協議会委員2名
- （2）専門的知識を有する者3名

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、第2条に規定する事務をもって終了する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 委員長は、必要と認めるときは、議事に関係ある者を委員会に出席させ、説明を求め、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、合併協議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年8月25日から施行する。

協議第53号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更
について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更につ
いて、次のとおり確認を求める。

平成16年8月25日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の 変更について

別紙（案）のとおり、合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更を確 認する。
--

会議の運営申し合わせ事項の変更(案)

平成16年8月25日承認された承認第4号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の専決処分について」の変更を次のとおり行うため、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定めるものとする。

変更事項

	旧	新
1 会議の開催	協議会会議の開催日及び開催時間は、原則として次のとおりとする。 (1) 開催日 毎月第4金曜日 (平成15年4月及び平成16年2月は開催しない) ただし、平成14年10月は7日(第1月曜日)開催 平成15年1月は、31日(第5金曜日)、8月は、14日(第2木曜日)、11月は、14日(第2金曜日)、12月は、25日(第4木曜日)開催 平成16年8月は、25日(第4水曜日)	協議会会議の開催日及び開催時間は、原則として次のとおりとする。 (1) 開催日 毎月第4金曜日 (平成15年4月及び平成16年2月は開催しない) ただし、平成14年10月は7日(第1月曜日)開催 平成15年1月は、31日(第5金曜日)、8月は、14日(第2木曜日)、11月は、14日(第2金曜日)、12月は、25日(第4木曜日)開催 平成16年8月は、25日(第4水曜日)、<u>10月は、18日(第3月曜日)</u>

※会議開催日

第1回	平成14年10月 7日(月)
第2回	平成14年11月22日(金)
第3回	平成14年12月27日(金)
第4回	平成15年 1月31日(金)
第5回	平成15年 2月28日(金)
第6回	平成15年 3月28日(金)
第7回	平成15年 5月23日(金)
第8回	平成15年 6月27日(金)
第9回	平成15年 7月25日(金)
第10回	平成15年 8月14日(木)
第11回	平成15年 9月26日(金)
第12回	平成15年10月24日(金)
第13回	平成15年11月14日(金)
第14回	平成15年12月25日(木)
第15回	平成16年 1月23日(金)
第16回	平成16年 8月25日(水)
第17回	<u>平成16年10月18日(月)</u>

4 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の廃止について

西条市、東予市、丹原町、小松町の合併に関する協議及び新市建設計画の作成が完了し、平成16年6月18日に廃置分合の愛媛県知事決定がされ、同年7月1日総務大臣告示がされたことから平成16年11月1日に新「西条市」が設置されることとなった。このことから平成14年10月1日に設置した西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会は、その役割が終了することから平成16年10月31日をもって、関係する市町議会の議決を経て廃止するものとする。

5 その他

(1) 第17回会議の開催日時について

平成16年10月18日(月) 午後1時30分
石鎚山ハイウェイオアシス館